

租税訴訟学会会員各位
実務家・研究者各位
報道関係者各位

租 税 訴 訟 学 会
会 長 山 田 二 郎
副会長 山 本 守 之
(研究・提言担当)

第 25 回研究会のご案内

当会の研究・提言部会では、次により第 25 回の研究会を開催しますので、是非ご参加ください。

記

1 日 時 2009 年 6 月 24 日 (水) 18 : 00 ~ 20 : 30

※前半が発表、後半が討論となります。

2 場 所 東京税理士会 税理士会館 2 階ホール

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-6

TEL : 03-3356-4461

3 テーマ 「広大地(評価)の適用要件を検証する」

相続税額のために土地を評価する場合、その土地が広大地に該当するか否かにより、相続税額に多額な影響を与える。広大地に該当するか否かの要件は、財産評価基本通達 24-4 に規定されているが「その地域」「標準的な宅地」「著しく広大」など抽象的な表現が多く、実務家にとっても適用判断について混迷する場合も少なくない。研究会では発表者が実際に更正され審査請求し棄却(平成 21 年 3 月 25 日裁決)された事案を基礎として、「広大地に該当するための要件」を検証する。

4 発表者 税理士 守田 啓一 氏

5 コメンター 税理士 岩下 忠吾 氏

6 参加費 資料代 1,000 円 (当日徴収)

7 共 催 東京弁護士会、第二東京弁護士会税法研究会、
日本税務会計学会 (東京税理士会)

8 協賛予定 第二東京弁護士会研修センター

以上

※事前申込は不要です。

※本研究会は、東京税理士会の会則研修です。

東京地方税理士会の認定研修となる予定です。